

無条件に賃下げ・解雇につながっている。
しかし、この評価制度に問題がある。郵便局の仕事は内外務ともに多岐にわたって作業内容が違い、一つの作業を一人で従事する部署、いろいろな作業を分担して複数人で行う部署など、評価の基準が明確になっていない。採点する側もその時の気分しだいでどうにでも操作できる成績となる。このような数値でこの先の労働条件や給料が決まってしまうのは到底納得できるはずはない。

うまい話には裏がある

さらに今度新設される「無期転換制度」について触れてみたい。簡単に説明するならば、期間を定めずに労働条件などを確定したら、その条件のまま変わらず雇用される制度である。

今までの期間雇用者は月単位・年単位で期間を延長していたが、今は更新手続きなく雇用されます、

無条件に賃下げ・解雇につながっている。
給料は通信簿じゃないぞ

最近仕事をしながらいろいろと考えることが多い。同じ仕事をしているにもかかわらず、なぜかいろいろな身分制度ができてしまっている。

昔は公務員採用試験を受けて入局した本務者、局内作業や事務、または年末年始の繁忙期に配達や組立などをする非常勤職員、この程度の違いしかなかつたと思う。

だんけつ 銀座

No. 88

だんけつ編集委員会（JP労組東京銀座支部・組合員有志）
danketuginza2009@yahoo.co.jp



無期転換制度って何だ？

民営化は非正規職化だ

郵便局が民営化され、現在の状況はどうなっているのか、少し考えてみたい。職員は毎年定年退職で職場を去ると、その減員分は新規採用として新たに補充され、次の一年を迎える。しかし、最近はほとんどの場合すぐに新採用員の補充がされなくなつた。また、補充されたとしても非常勤（今で言う期

という一見素晴らしい制度と思いつだ。勤続5年以上の者なら「有期」から「無期」に申請することができます。だが、その申請をする前によく公表された制度の事項を逆に考えると、とんでもないことが分かる。それは有期契約の最終条件が引き継ぎされることである。定年まで一生同じ仕事をやらされ給料は変わらない。「無期」＝時期を設げずいつでも局の都合で解雇、「業務」＝部署名・担当課が移転・名称変更などがあれば継続雇用でないため解雇、「給料」＝生賃上げされず低賃金のまま。

組合本部の誤りを正すのは組合員の義務だ

これらを当局・組合本部が導入しようしているのだ。組合が認めてしまった悪法は、組合員でつぶすしかないのではないか。

ところで現在、期間雇用職員はどうしているのだ。組合が認めてしまった悪法は、組合員でつぶすしかないのではないか。

10・10郵政労働者交流集会に参加しよう！

これまでの期間雇用者は月単位・年単位で期間を延長しているのか。局によつても違ひはあるが6・7割

間雇用職員）で、本務者（正規職）はほとんどなくなつていて、理由は簡単だ。給料が高い正規職を採用するより、安い期間雇用職員を入れたほうが郵便局にとって都合がよいのだ。

さうなる民営化が始まる

その期間雇用職員は10月から労働条件が大きく変貌する」となった。「無期雇用転換制度」である。なんと5年間働くと解雇させられる制度が導入されるのだ。雇用5年後の10月前に勤務成績を採点され、評価が低いと判断された職員は自動的に解雇されることになつた。評価は担当部署の役職者・管理者によって行われ、スキル評価のABC・基礎評価・懲戒有無などで構成される3つの成績で今後の雇用が確定する。この3つすべてが基準点に達成しなかつた者は、

(つづく)